

発議第 2 号

志摩市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和 6年 3月22日 提出

志摩市議会議長 中村 孝司 様

提出者 志摩市議会運営委員会
委員長 濱 口 卓

志摩市議会委員会条例の一部を改正する条例

志摩市議会委員会条例(平成16年志摩市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「産業振興部」を「水産農林部、観光経済部」に改める。

第16条ただし書中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

第29条第3項中「第26条(公述人の発言)、第27条(委員及び公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)」を「第26条、第27条及び前条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。